

会員の皆様へ

自然災害等による被災会員の会費免除及びお見舞金支給について

この度の令和6年能登半島地震で被災された皆様、ご家族、ご関係の皆様にご心からお見舞い申し上げます。

一刻も早い復旧復興をご心からお祈り申し上げます。

日本書芸院では、自然災害等で被災された会員の皆様に対し、被災状況に応じて会費を免除し、お見舞金を支給しておりますので、下記の通りご案内申し上げます。

令和6年1月

公益社団法人 日本書芸院
理事長 土橋靖子

記

1. 半壊以上の罹災証明書のある方が対象です

- ・罹災証明書については、お住まいの市町村にお問い合わせください。
- ・罹災物件の住所と日本書芸院登録住所が同一の場合に限ります。

2. 支援の内容

- | | |
|--------|--------------------|
| ①全壊 | 会費1年分免除、見舞金30万円を支給 |
| ②大規模半壊 | 会費1年分免除、見舞金20万円を支給 |
| ③半壊 | 会費1年分免除、見舞金15万円を支給 |

- ・令和6年1月の会報192号に同封する会費納入用紙の納入期日は令和6年3月31日までとなっていますが、被災された方はこの限りではございません。市町村による罹災判定後、納入が必要となったときにお願い申し上げます。納入用紙は4月以降もご使用いただけます。

3. 申請書類

つぎの2点を日本書芸院事務所へお送りください。

- ①罹災証明書（「全壊」「大規模半壊」「半壊」が記載されていること）
- ②会費免除及び見舞金申請書

※この規程は能登半島地震に限らず、被災された会員全てに適用されます。会員の皆様の中に水害等の災害で被災された方がいらっしゃいましたら申請してください。

※お見舞金は、申請書受理後すみやかに送付いたします。

※ご不明な点がございましたら、日本書芸院までお問い合わせください。

<申請書送付先・お問い合わせ>

公益社団法人日本書芸院

〒540-6591 大阪市中央区大手前1-7-31 OMMビル7階

電話 06-6945-4501 FAX 06-6945-4505

メール info@nihonshogeiin.or.jp

会費免除及び見舞金申請書

(罹災証明書と共にご提出ください)

公益社団法人日本書芸院 御中

私は、罹災証明書と共に会費免除及び見舞金の支給を下記のとおり申請いたします。

記

申請者ご記入欄	
罹災の状況 ○をお付けください	全壊 30万円・会費免除 大規模半壊 20万円・会費免除 半壊 15万円・会費免除
申請日	令和 年 月 日
本院ご登録名	
ご本名	⑨
ご住所	〒
お電話番号（携帯電話可）	— —
ご送金方法	銀行振込 ・ 現金書留
銀行振込をご希望の場合のみご記入ください（ご本人名義）	
銀行名	
支店名	
口座番号	普通・当座
ご口座名義	フリガナ
現金書留をご希望で、ご送金先が上記ご住所と違う場合のみご記入ください（ご本人あて）	
お名前	
ご住所	〒
お電話番号（携帯電話可）	— —

※銀行振込欄のご記入に不備があった場合、現金書留にて上記住所に送金させていただきますのでご了承願います。